

ハラスメント審査会の審査結果

加西市議会ハラスメント防止条例に基づき、市議会議員による職員へのハラスメント事案を審査・認定しましたので、その概要と議長が講じた措置等を公表いたします。
(※被害者及び関係者のプライバシー保護のため、個人が特定されるおそれのある情報は公表していません。)

1 事案の概要

- ・ ハラスメントを行った議員：高橋 佐代子 議員（当時：副議長）
- ・ ハラスメントを受けた者：市職員
- ・ 公表年月日：令和 8 年 7 月 16 日
- ・ 認定された主な内容：
 - (1) セクシャル・ハラスメントと認定した事案
 - ・ 会議室の通路ですれ違ったときに右臀部を触ったこと
 - ・ シャツが出ていないにも関わらずシャツが出ているとズボンの中に手を入れたこと
 - (2) パワー・ハラスメントと認定した事案
 - ・ これまで何度も職員のハラスメント担当部署である総務課への口止め発言したこと
 - ・ 勤務時間中などに何度となく断ると機嫌が悪くなる状況でパンや菓子などを満腹や健康診断受診を理由に断っても食べるようにしつこく勧めたこと
 - (3) その他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為としてのハラスメントと認定した事案
 - ・ 「総務言わんとしてよなあ。なんぼでもお金積むさかいな。」と発言したこと
 - ・ 根拠なく職務上の重大な失態があったかのような発言をしたこと
 - ・ 就職にあたって親族による違法な働きかけがあったかのような発言をしたこと

2 議長が講じた措置（令和 8 年 7 月 16 日）

- ・ 当該議員への指導等：十分に反省し同様の言動を行わないこと。研修資料や書籍を熟読し所感を提出すること。文書による謝罪。申立者や家族等への接触や SNS 等での拡散禁止。
- ・ その他の措置：市長に対し「議員からのハラスメントの有無に関する職員アンケート」の実施を要請。全議員を対象とした条例による対応に関する実態アンケートの実施。

3 議長コメント（要旨）（令和 8 年 7 月 31 日）

議員による職員へのハラスメント発生について、議会を代表し深くお詫び申し上げます。自浄作用が十分でなかったことを深く反省し、被害職員の心情に寄り添いながら、執行部と連携し必要な対応を行います。誰もが安心して働ける環境を整え、信頼回復へ向けて一丸となって再発防止に取り組めます。

4 公表後の経過と今後の対応

- ・ 7 月 30 日：高橋議員から職員宛ての謝罪文書と、書籍の読書所感が提出される（謝罪文は議長から市職員へ手渡し）。
- ・ 7 月 31 日：議員協議会にて高橋議員が「9 月定例会初日に副議長の職を辞す意向」とであると報告された。また、市長による職員アンケートで「議員からハラスメントを受けたと感じた事案が 8 件あった」と報告され、条例の見直しや議員研修の実施を決定。
- ・ 8 月 12 日：全議員を対象とした条例による対応に関する実態アンケート結果を公表。
- ・ 9 月 1 日：9 月定例会の本会議冒頭で、議長からハラスメント事案が発生したことに対するお詫びと反省が述べられる。同日付けで提出された高橋佐代子議員の副議長の辞職願が、同日の本会議で許可される。本会議で、高橋佐代子議員に対する議員辞職勧告決議案が提出され、賛成 7、反対 6 で可決される。
- ・ 10 月 5 日：外部講師を招き、『「これくらいは許される」の勘違い～議員活動におけるハラスメントの正しい理解～』と題して、ハラスメント防止に関する議員研修を実施。

アンケート結果等の詳細は市議会ホームページに掲載しています
ので、QR コードからアクセスしてご覧ください。

